

議案第 4 7 号

教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）の施行に伴い、新たに教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例を定めようとするものである。

教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。